

別表 2

経費項目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
報償費・謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、出演者、専門的知識及び技術を要する者等への謝礼等 ・お土産など現金の代わりに渡す菓子折等 ・実費弁償相当額の経費で、客観的に積算可能な経費（補助対象者の構成員への支払いも含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者の構成員に対する人件費 ・来場者全てに配る記念品等 ・弔慰金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、出演者、専門的知識及び技術を要する者等の活動場所までの交通費及び宿泊費の実費相当額 ※自家用車利用：単価 40 円/km	<ul style="list-style-type: none"> ・研修、イベント等参加者の交通費及び宿泊費 ・国外への旅費 ・補助対象者の構成員に係る交通費及び宿泊費
消耗品費	※事業達成に直接必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・1品あたり2万円未満の物品（事務用品、資料作成のためのコピー用紙などの消耗品）の購入費用 ・料理教室等の食材費（ただし、参加料などの徴収を検討すること。） ・安全対策上必要と思われる水、お茶、スポーツドリンク（炎天下での清掃活動時など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に使用する消耗品等の購入費用 ・比較的長く、その商品価値をとどめるもの、長期の使用に耐えるものの購入費用 ・配布を目的とした物品（防犯グッズ・火災警報器・消火器・ごみカレンダー等） ・事業達成に直接関係ないスタッフTシャツ等 ・補助対象者の構成員に配布する通知等の経費
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の弁当代及び飲み物代 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の打合せ、反省会等に要する食事代及び飲み物代 ・アルコール類
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷製本費 ・会議資料コピー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に使用する印刷製本費
修繕料	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕料の総額が申請額の1/2以内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業そのものが修繕料のみのもの
広告料	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の内容等を情報誌に掲載する費用 	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に支払う振込手数料 ・官公庁などの許可、届出に係る手数料 	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント保険掛金、ボランティア保険掛金 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が任意で加入する保険料

通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業に係る文書等を送付するための切手代、宅配料 会場までの備品等の運搬を業者に依頼した場合の運搬費用 	<ul style="list-style-type: none"> 団体の事務所における通信に要する経費（電話、ファックス、インターネット料金） 会場までの備品等を補助対象者の構成員が運搬した場合の燃料費 補助対象者の構成員が備品等を運搬した場合の燃料費
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 委託料の総額が申請額の 1/2 以内とする。 イベント時の警備、会場設営等の費用 専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業（企画）そのものを委託した費用 事務所の管理委託費用
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業に要する機器等のリース料 イベント等の会場使用料 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所として使用する施設の使用料 施設の入場料、利用料
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負費の総額が申請額の 1/2 以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業そのものが工事請負費のみのもの
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業に要する原材料費等（看板・標柱・工事用資材など）の購入費で、設置については補助事業者自らが行うものとする。 	
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 備品購入費の総額が申請額の 3/10 以内で、かつ、補助対象事業に要する衣装、カメラ等の 1 品 2 万円以上のもので、見積書及びカタログを添付できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業そのものが備品購入費のみのもの ※2 万円未満のものであっても、通常理念で備品と判断できるもの（団体活動において繰り返し使用に耐えうるもの）については備品扱いとします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、補助対象事業の実施に必要であると町長が認めたもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 募金、寄附金 他団体への迂回助成

【認められない経費】

※事業に要した経費であっても、補助対象者の通常の組織運営に関する経費と区別ができないもの。

※領収書（経費内訳）を添付できないもの。